

## 『国家試験対策 第1級アマチュア無線技士 合格問題集』 &lt;第1版第2刷&gt; 正誤表

Ver23.09

ページ	箇所	誤	正
278 ページ	問題 22 問題文	<p>社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人が総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対して行わなければならない手続に関する記述として、…</p>	<p>社団（公益社団法人<b>その他これに準ずるもの</b>であって、<b>総務大臣が認めるもの</b>を除く。）であるアマチュア局の免許人が総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対して行わなければならない手続に関する記述として、…</p>
278 ページ	問題 23 問題文	<p>次の記述は社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人が行わなければならないことを述べたものである。…</p>	<p>次の記述は社団（公益社団法人<b>その他これに準ずるもの</b>であって、<b>総務大臣が認めるもの</b>を除く。）であるアマチュア局の免許人が行わなければならないことを述べたものである。…</p>
295 ページ	問題 16 問題文	<p>電波法施行規則（第 21 条の 3）の規定に照らし、<input type="text"/>内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。</p> <p>① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（<input type="text"/> A をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第 2 号の 3 の 2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所…</p>	<p>電波法施行規則（第 21 条の <b>4</b>）の規定に照らし、<input type="text"/>内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。</p> <p>① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（<input type="text"/> A をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第 2 号の 3 の <b>3</b>（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所…</p>
300 ページ	問題 22 問題文	<p>無線設備の安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第 21 条の 2、第 22 条、第 25 条及び第 26 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。</p>	<p>無線設備の安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第 21 条の <b>3</b>、第 22 条、第 25 条及び第 26 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。</p>
304 ページ	問題 27 問題文	<p>(5) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の <input type="text"/> <b>工</b> を <input type="text"/> <b>オ</b> 以内の誤差で測定することにより、…</p>	<p>(5) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の <input type="text"/> <b>工</b> を <input type="text"/> <b>オ</b> <b>(9kHz を超え 526.5kHz 以下の周波数の電波を使用する場合は、0.005 パーセント)</b> 以内の誤差で測定することにより、…</p>

ページ	箇所	誤	正
305 ページ	問題 28 解説 正しく	1 アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を 0.025 パーセント以内の誤差で測定することにより、…	1 アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を 0.025 パーセント <b><u>(9kHz を超え 526.5kHz 以下の周波数の電波を使用する場合は、0.005 パーセント)</u></b> 以内の誤差で測定することにより、…
313 ページ	問題 1	—	問題削除
324 ページ	問題 10 問題文	② アマチュア局の送信する通報は、 <input type="checkbox"/> B であってはならない。	② アマチュア局の送信する通報は、 <input type="checkbox"/> B であってはならない。 <b><u>ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通報及び人工衛星に開設するアマチュア局の送信する通報は、この限りでない。</u></b>
324 ページ	問題 11 問題文	③ アマチュア局の送信する通報は、 <input type="checkbox"/> E であってはならない。	③ アマチュア局の送信する通報は、 <input type="checkbox"/> E であってはならない。 <b><u>ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通報及び人工衛星に開設するアマチュア局の送信する通報は、この限りでない。</u></b>

※本訂正は、令和 5 年 9 月 25 日の法令改正やその他近年の法令改正による訂正です。

**令和 3 年 11 月 1 日より、国家試験の申請手続きの方法がインターネットからの受付のみに変更となりました。**

6 ページ掲載の「■ 受験案内」について、試験申請方法や受験票・受験整理票の送付方法等が変更となっておりますので、詳しくは試験機関である公益財団法人日本無線協会の HP をご確認ください。

<https://www.nichimu.or.jp/>